

アメリカ障害者教育法と障害のある子どもの 教育を受ける権利

織原保尚

【要 旨】

アメリカ障害者教育法は、障害のある子どもの初等中等教育におけるサービス提供について充実した内容をもつことで知られている。その障害者教育法について、その成り立ちや、その法に基づいて、実体面や手続面で争われた判決などを概観し、障害のある子どもの教育を受ける権利について、障害者教育法下においてどのように議論されているのかについて見る。そしてそれらから、日本における議論において示唆を得ることを目指す。

【キーワード】

アメリカ障害者教育法 IDEA 障害のある子ども 教育を受ける権利 特別支援教育

はじめに

アメリカにおいて、障害のある子どもを対象とした教育について定めている法が、障害者教育法¹である。成立当初は「Education for All Handicapped Children's Act (EAHCA)」という名称であったが、1990年に改称され、現在は「Individuals with Disabilities Education Act (IDEA)」という名称になっている²。この法は、障害のある子どもに対する、3歳から21歳までの時期における初等中等教育について定めた法であり、教育に関するサービス提供について充実した内容をもつことで知られている³。制定以来50年近く経つ法であるが、近年においても争われる例は多く、2023年にも連邦最高裁において関連する判決が下されている⁴。

また、2017年には連邦最高裁判所は、障害者教育法に関連して2つの判決を下した。1つは自閉症のある子どもの教育について、より専門的な学校に通う費用の提供を認めた Endrew F. 判決⁵である。もう1つは、障害者教育法に基づいて訴訟を提起する場合、事前に聴聞手続を経なければならないとされているところ、障害者教育法と他の法との領域が重複する場合に、障害者教育法上の聴聞の手続を経ずに訴訟が提起できるか否かについて争われた Fry 判決である⁶。これら2つの判決は、これまで下級審において判断の分かれていた点について、その論争を解決すべく最高裁が判断を下したものであり、社会的にも注目の大きな判決であった。

本稿は、障害者教育法について、その成り立ちや、その法に基づいて争われた判決などを概観し、障害のある子どもの教育を受ける権利について、障害者教育法がどのように扱っているかを見つうえで、日本における議論において示唆を得ることを目指すものである。

以下第I章においては、障害者教育法成立と、その背景について概観し、第II章では障害者教

育法の内容を概観する。第Ⅲ章では障害者教育法の求める「無償かつ適切な公教育」について争われた判例について紹介する。第Ⅳ章では障害者教育法と手続について争われた事件について紹介し、最後に日本における議論への示唆をもって、論を結びたい。

I アメリカ障害者教育法成立とその背景

1 アメリカにおける障害のある人と連邦制の関係

アメリカにおいては、教育一般が州の管轄であり、州の予算によってなされている⁷。一方で、連邦による教育に対する関与は、1930年代の恐慌期から、州に対する補助金という形態で始まった⁸。そして1965年に成立した初等中等教育法⁹ (Elementary and Secondary Education Act 以下、ESEA) は、連邦政府が初等中等教育、つまり、公教育に関与する大きな契機を与えた法であるとされる。当初はESEAの対象に障害のある子どもは含まれておらず、その対象とされるのは、後の法改正を待たなければならない。

障害のある人に対する連邦による施策については、これまで長い歴史があり、連邦予算もかなり早くの段階から支出がなされている。連邦法も傷痍軍人に対するリハビリテーションの提供¹⁰にルーツをもち、その範囲は限定的なものではあったが、古くから数多く作られている。1973年にはリハビリテーション法 (Rehabilitation act)¹¹の一部として504条 (Section504) が成立した。Section504は、範囲の広い市民権法であり、法の平等保護条項やデュープロセス条項に反さないように、教育活動に対しても連邦費用を支出することを求めている¹²。当初は限定的な範囲においてスタートした障害のある人に関する法であったが、Section504は障害を理由とした一般的な差別の禁止を求め、範囲が広がった。その中で、教育という領域もその広がった対象に入ってきたというのが、障害者法の流れと見ることができよう¹³。

2 PARC 判決と Mills 判決

1970代前半に障害者教育法制定のきっかけとなった連邦地裁判決が存在する。1972年に示されたPARC判決¹⁴と、Mills判決¹⁵である¹⁶。

PARC事件は、ペンシルベニア州でそれまで無償の公教育を受けていなかった¹⁷知的障害のある子どもたちを代表して提起された訴訟である。本判決においてペンシルベニア東部地区連邦地方裁判所は、障害のある子どもを含めて、すべての子どもに対して、州にはその子どもの能力に対して適切な無償の公教育を提供する、州法上の責任があるということを確認した。そこから裁判所は、教育や訓練を提供する無償の公的プログラムに対する精神的遅滞 (mentally retarded)¹⁸のある子どものアクセスを、ペンシルベニア州は拒否してはならないと結論付けた¹⁹。この中では、精神的遅滞がある子どもたちに対する教育について、普通公立学校の教室において学習の場を提供することが公立の特別学校の教室において提供するよりも好ましいとするなど²⁰、現在日本でも議論となっているインクルーシブ教育についての議論を先取りしていると見ることができる²¹。

Mills事件は、公立学校への参加を拒否されたり、または参加した後に排除されたりしていた知的障害をもつ子どもたちが提起した訴訟である。コロンビア特別区連邦地方裁判所は、平等な教育の重要性を強調し、教育を提供することに関して、「特別な」子どもや障害のある子どもを普通の子どものと比較してより困難な状況下に置くことは許されないとしている。以上の判断から、裁判所は結論として、原告のような子どもたちに対して、教育サービスを提供することなどを命じた²²。

これら2つの判例は、障害者教育法制定に対して大きな影響を与えたとされる²³。PARC, Millsの両判決が、知的障害のある子どもに対する教育の提供の必要性を明らかにし、その結果として、判決以降多くの州で障害のある子どもに対する教育に関する立法がなされたが、障害のある子どもに対して適切な教育を提供するためには、多額の費用がかかる²⁴。教育を提供する権限は、そもそも州がもつものであったのだが、ここで、連邦法による解決がなされるのである²⁵。

3 1975年障害者教育法

連邦政府による障害のある子どもの教育に関する法整備は、前述のESEAにおいて1966年に、障害のある子どもに対する教育に関するプログラムの拡大を促進するTitle VI²⁶を追加したところに始まる。そしてこのESEA Title VIを置き換える形で、1970年にEducation of Handicapped Children Act²⁷が新たな法として制定される。しかしまだこの時点では、障害のある子どもの教育にかかる費用についての財源といった問題に対する解決策としては不十分なものだったため²⁸、連邦政府は、連邦による補助の拡大のためのプログラムを企画した。それが、1974年Education of Handicapped Amendment²⁹であった。この法において初めて、本法の下で保障を受けるすべての障害のある子どもに対して、完全な教育機会を提供することを、各州に対して求めるという内容が含まれることとなった³⁰。しかし、これら法改正は、十分なものとは評価されておらず³¹。そのような問題を解決するという立法的意図をもって、1975年障害者教育法は制定されたのである。

II 障害者教育法の概要

1 障害者教育法の目的・定義

1975年制定当時の障害者教育法の目的は、①障害のある子どもが、その特有のニーズを満たすために構想された特別な教育及び関連サービスを強調した無償で適切な公教育を受けることができるような状態にしておくことを保障すること、②障害のある子ども及びその親又は後見人の権利が守られることを保障すること、③州及び地方がすべての障害のある子どもの教育のために備える援助をすること、④障害のある子どもを教育する努力の効果を評価し保障すること、であるとされた³²。

障害者教育法は、3歳から21歳までの、初等中等教育について定めた法である。現在、障害の定義については、身体障害や知的障害、そして自閉症や学習障害なども含むものとされている³³。また、障害者教育法は合衆国憲法1条8節に示される支出権限条項に基づくものとされている³⁴。

障害者教育法によって、特に初等中等教育においては、充実したサービスが提供されていると評価されている。2021-22年現在公立学校に通う子どもの15パーセント、約730万人が特別教育の対象になっている。ちなみにそのうち32パーセントの子どもに、ある種の学習障害があるとされる³⁵。障害者教育法に関連して使われる連邦予算は、2019年度の予算で年間約134.5億ドルである³⁶。

2 障害者教育法が求める教育

障害者教育法は、州が行う障害者の教育に関して、そのための費用を連邦が州に対して援助するという法律である。ただし、この連邦による州に対する財政援助には条件があり、法の定める条件を州の教育の内容が満たしていなければ、援助を受けることはできないとされている³⁷。州

としては、連邦から受け取る予算は、教育のためには必須のものであるため、法の定める条件を守らなければならないことになる。

障害者教育法の条件は以下のようなものである。州は、子どもに公教育を保障するために作られた、方針や手続を示した計画を、連邦教育長官に対して提出しなければならない。そして、それによって州が給付を受けた予算を、各教育委員会等が申請書を提出することによって、受け取るのである³⁸。その条件として、無償かつ適切な公教育の提供³⁹や最も制約の少ない環境での教育⁴⁰、そして個別教育プログラム (Individualized education program: IEP と略される) と呼ばれるその子ども一人一人のための個別の教育プログラムを作成することが求められ⁴¹、さらに適正手続の保障が求められている⁴²。

Ⅲ 障害者教育法と「無償かつ適切な公教育」

障害者教育法に基づいて提供される教育については、「無償かつ適切な公教育 (FAPE:Free Appropriate Public Education)」⁴³と説明されるが、その具体的な内容については長年議論が続いている部分であり、1982年に連邦最高裁が扱って以来、その文言の定義について連邦最高裁が直接判断した例が存在せず、下級審における判例もその扱いについて巡回区によって異なるものがあるといった状態であった。しかし、2017年にはその「無償かつ適切な公教育」の文言の定義について踏み込む連邦最高裁判決が35年ぶりに下され、注目を集めた。

1 1 Board of Education v. Rowley (1982)⁴⁴

聴覚障害があるが、平均以上の成績を修めていた当時小学2年生の子ども Amy Rowley が、手話通訳者を公費で提供することを求めて争った事例である。連邦最高裁は、手話通訳者提供がなくても「無償かつ適切な公教育」の条件に反しないと判断した。判決では、①州が、法の要求する手続に従っていたか否か、そして②IEP が、障害のある子どもが教育的利益を得ることができるように合理的に作成されているか否か、の2点が判断の要素であるとされた。教育的利益を得ているか否かの判断において、「基礎的な機会 (basic floor of opportunity)」を提供することが求められるとし、本件では、子どもが手話通訳者なしでも、進級をしていることなども判断の要素としている。そして、障害のある子どもが、ある程度の教育的利益 (some educational benefit) を提供する教育に、アクセスできるようにすることが立法意図であることを強調した。

障害者教育法下における教育を受ける権利は、Rowley 判決以前には比較的広範に認められてきたが、本判決によって一定の枠がはめられることとなった。それゆえ本判決に対しては、判決が下された当時から批判も多い⁴⁵。

この後、障害者教育法における、提供すべき教育、「無償かつ適切な公教育」という文言の定義そのものについて、連邦最高裁が判断した例は、次に紹介する2017年 Endrew. F 判決まで現れなかったため、Rowley 判決は大きな影響を及ぼしていた⁴⁶。

一方で連邦最高裁は、直接「無償かつ適切な公教育」の文言の定義について判断された例ではないが、呼吸器等に障害のある少年に対して、継続的な1対1の看護サービスを提供することを求めた事例⁴⁷において、議会の意図は、全ての資格ある子どもに対して「公教育への扉を開けること」であり、また、「州に対しては、障害のある子どもを、障害のない子どもと可能な限り一緒に教育することが求められる」として、サービスの提供を認めている。その中では、教育を提供する際にかかる費用の問題は、判断する際の絶対的な理由としては用いないとの説明がなされ

ている。

2 Endrew F. v. Douglas Cnty. District (2017)⁴⁸

Endrew F. 判決では、小学校4年生で自閉症のある男の子の教育内容として、Rowley 判決とは異なり進級が合理的な見通しとならない場合、IEP は進級を目指すものである必要はなく、障害者教育法は、「無償かつ適切な公教育」について IEP を通じて、特定の子どもの特別なニーズに合わせて作成されるものであることを求めており、「単に最低限以上のもの (merely more than de minimis)」の基準以上のもので、子どもがその状況に照らして適切な進歩をすることができるように、合理的にカリキュラムが作られた教育プログラムを求めているとしている。そして、進級していくことが、普通学級の多くの子どもにとって適切に挑戦的 (appropriately ambitious) なものであるように、彼の教育プログラムも、彼の状況に照らして適切に挑戦的であればならない。目標は異なるかもしれないが、すべての子どもたちは挑戦的な目標を達成する機会をもつべきであるとしている⁴⁹。

本判決については、特に障害のある子どもの教育についての支援者からは、障害のある子どもの教育の基準を高めるものだとして、好意的に評価されていた⁵⁰。

IV 障害者教育法と手続

前述のように障害者教育法では適正手続の保障が求められており、「無償かつ適切な公教育」についての具体的な基準は定められていないが、詳細な手続を定めることによって「適切な公教育」が保障されるとされている⁵¹。①子どもの教育を提供される場所を変更することに関しての、親や後見人への告知⁵²、②「公正な適正手続による聴聞」の権利⁵³、③学校におけるすべての関連記録を閲覧する権利、④独立の評価に対する権利⁵⁴、⑤最初の適正手続による聴聞が地方教育委員会によってなされ、それに不服があった場合に、州教育委員会に対して不服請求をする権利、そして、州教育委員会の判断に不服があった場合に、州や連邦裁判所に提訴をする権利⁵⁵、が保障される。

しかし、その充実した手続がある一方で、行政手続などを経ずに、親が一方的に私立学校に入学させその費用を学校区に対して求償することができるか否か、また、Section504によって救済を求める場合に障害者教育法上の行政手続を経ずに裁判を提起することができるか否かなど、手続の部分で争われる事件も多い。

1 Forest Grove School Dist. v. T.A., (2009)⁵⁶

障害者教育法の下では、学校区は障害のある子どもに対して、特別教育と関連サービスを提供することが求められているが、その学校区自身によって適切な公教育が提供できない場合には、子どもが私立学校に入学するための費用を学校区が提供することが求められる⁵⁷。親が学校区との合意を待たずに、一方的にその子どもを私立学校に入学させ、その費用の賠償を学校区に対して求めるという訴訟は、以前から提起されており、連邦最高裁によって判断が下された1985年 Burlington 判決⁵⁸や、1993年 Carter 判決⁵⁹などが挙げられる。

Forest Grove 事件は障害者教育法1997年改正において、子どもが「以前に、特別教育と関連サービスを、公的機関の権限の下で」受けていなかった場合、私立学校における教育の費用を賠償することを全面的に禁止されたか否かが争点となった。この事件において連邦最高裁は、障害者教育法について、学校区が無償かつ適切な公教育を提供しておらず私立学校への入学が適切で

ある場合、その子どもが以前に公立学校を通じて特別教育や関連サービスを受けていたか否かは関係なく、学校区に対して私立学校の費用を賠償させる権限を与えていると結論付けた。

2 Fry v. Napoleon Cmty. Sch. (2017)⁶⁰

学校への介助犬の同伴を拒否したことによってもたらされる心理的損害の賠償を求めて、リハビリテーション法 Section504と ADA 第2編を根拠に訴訟を起こした際に、下級審判決⁶¹では、金銭的損害賠償の請求のみであっても、学校で同伴させるためには IEP の内容を変更することが必要であり、行政手続によって問題に対処されるべきであるとし、行政救済を尽くすことは必要であると判断された。それに対して連邦最高裁は、障害者教育法以外の法に基づいて提起された訴訟において、求められている救済が「無償かつ適切な公教育」の拒否に対するものではない場合、障害者教育法上の手続を尽くす必要はないとして原審に差戻している。

本判決については、それまで ADA や Section504 を根拠に救済を求めてきた障害のある子どもにとって、障害者教育法の求める行政手続を尽くす必要があったところが、本判決によってその不必要な手続が省かれることになったため、本判決に対して好意的な評価がある⁶²。

おわりに

アメリカ障害者教育法について概観してきたわけだが、1975年からの過程も見て、2024年現在ですでに50年近くの議論の積み重ねがあり、日本にとっても参考になる部分は多いように思われる。日本は、2014年に障害者権利条約を批准し、それに伴う形で、障害のある子どもの教育についても、様々な制度の変更がなされた。わかりやすいところでは、2007年に学校教育法が改正され特別支援教育が導入されている。また、2013年には学校教育法施行規則も改正され、それまで障害のある子どもは、原則特別支援学校に入学するように規定されていたところから変化し、障害のある子どもについても、原則通常学級に入学すると規定されるようになってきている⁶³。また、障害者教育法の規定に近いものとしては、2008年(平成20年公示)の小中学校学習指導要領、2009年(平成21年)公示の高等学校学習指導要領に明示がなされ、2018年の改正により学校教育法施行規則⁶⁴にも記載された「個別の学習支援計画」の作成は、障害者教育法にある IEP に近いものと見ることができる。

一方で、2022年9月に発表された、国連障害者権利委員会による日本に対する1回目の総括所見⁶⁵では、障害のある子どもの教育に関する領域において、インクルーシブ教育に関する部分など、厳しい指摘も目に付く内容となっている⁶⁶。日本においては近年でも、障害のある子どもに対する教育の内容、サービスについて争われる裁判も数多い⁶⁷。

日本では憲法26条において、教育一般について「その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する」とされ、当然障害のある子どももその対象となる。しかし、実態として、障害のある子どもに対する教育が「その能力に応じて、ひとし」いものであるかは、疑わしい部分も多い。幸福追求権について定める憲法13条や、法の下での平等について定める14条なども含めて、憲法上の議論として深めていく必要がある⁶⁸。

別府大学の創立者である佐藤義詮の言葉に「憲法の条文を覚えているよりも、日常生活で人間を尊重出来ることの方がより憲法的である」というものがある⁶⁹。その言葉を借りれば、いかにその子どもを尊重することができるか、ということが、障害のある子どもの教育を受ける権利については重要な要素である。アメリカ障害者教育法における議論は、日本の議論においても、多くの示唆を与えるものである。

本論文は、科学研究費助成金（令和4年度～令和7年度基盤研究（C）（一般）「アメリカと日本における発達障害のある子どもの教育を受ける権利と法について」（22K01169）に基づく研究成果の一部をなすものである。

注

- 1 Pub. L. No. 94-142, 20 U.S.C. § § 1400-1482.
- 2 See, Kathryn Dobel, *Representing Rachel*, 5 UC DAVIS J. JUV. L. & POLY 219 (2001). 1990年に制定されたADAの用語法と合致させるなどの改正がなされた。
- 3 高等教育については拙稿「アメリカにおける発達障害と高等教育における配慮の合理性に関する法的基準」別府大学紀要57号29頁（2016）参照。
- 4 Luna Perez v. Sturgis Public Schools, 598 U.S. 142 (2023).
- 5 Andrew F. v. Douglas Cnty. Sch. Dist. RE-1, 137 S. Ct. 988 (2017).
- 6 Fry v. Napoleon Cmty. Sch., 137 S. Ct. 743 (2017).
- 7 See, Note, *Enforcing the Right to an "Appropriate" Education: The Education for All Handicapped Children Act of 1975*, 92 HARV. L. REV. 1103, 1109 (1979), e.g., Epperson v. Arkansas, 393 U.S. 97, 104 (1968).
- 8 藤本典裕「初等中等教育法成立過程の研究—アメリカ連邦政府教育補助金の教育的意義—」東京大学教育学部紀要25号274頁（1985）。
- 9 Pub. L. No. 89-10.
- 10 1917年には傷痍軍人などに対する職業リハビリテーションのために連邦予算を支出するスミス・ヒューズ法が制定されている。The Smith-Hughes Act, Pub. L. No. 64-247.
- 11 Pub. L. No. 93-112.
- 12 Section 504には、「合衆国において、第7条（6）で定められた障害のあるいかなる個人も、単に障害者という理由で、連邦政府の財政援助を伴ういかなる施策、ないしは事業への参加において排除されたり、その利益を享受することを拒否されたり、ないしは差別されてはならない」とある。
- 13 リハビリテーション法504条等との関係について、拙稿「障害者教育法と連邦制」関東学院大学法学研究所ジュリスコンサルタス23号（2015）75頁参照。
- 14 Pennsylvania Ass'n for Retarded Children v. Commonwealth, 334 F. Supp. 1257 (E.D. Pa. 1971), 343 F. Supp. 279 (E.D. Pa. 1972).
- 15 Mills v. Board of Educ., 348 F. Supp. 866 (D.D.C. 1972).
- 16 PARC 判決と Mills 判決については拙稿「アメリカ障害者教育法成立と背景に関する一考察」同志社法学310号（2006）93頁参照。
- 17 当時、ペンシルベニア州は、州法によって、教育の提供について定めていた。しかし、同じ州法の中で、その教育から利益を受けられない子どもに関しては、例外として入学を拒否できるよう定められていた。Pa. Stat. Ann. tit. 24, § 13-1330（2）。
- 18 現在は「intellectual disability（知的障害）」といった表現が用いられる。
- 19 334 F. Supp. at 1259, II-6.
- 20 334 F. Supp. at 1259, II-7.
- 21 See, Note, *Enforcing the Right to an "Appropriate" Education: The Education for All Handicapped Children Act of 1975*, 92 HARV. L. REV. 1103, 1120 (1979). インクルーシブ教育の動向について、さしあたり拙稿「障害のある子どものインクルーシブ教育を受ける権利について日本の現状と課題」別府大学紀要63号（2022）43頁、「教育を受ける権利と障害のある子どもについて—特別支援教育制度とインクルーシブ教育」吉田仁美編『人権保障の現在』238頁（ナカニシヤ出版 2013）。
- 22 348 F. Supp. 874-877.
- 23 See, Note, *supra* note at 21. 日本語文献として、内藤識「アメリカ合衆国における障害のある子どもが『無償で適切な公教育』を受ける権利（1）：分離解消と懲戒を中心に」早稲田大学大学院法研論集186号（2023）55頁。
- 24 See, Robert L. Flanagan, Note: *The Rights of Handicapped Children to an Education: The Phoenix of Rodriguez*, 59 CORNELL L. REV. 519, 521 (1974).

- 25 See, Susan Smith Blakely, *Judicial and Legislative Attitude Toward the Right to an Equal Education for the Handicapped*, 40 OHIO ST. L.J. 603, 614-616 (1979).
- 26 Pub. L. No. 89-750, § 161, 80 Stat. 1204 (1966), *amending* Pub. L. No. 89-10, 79 Stat. 27 (1965).
- 27 Pub. L. No. 91-230, §§ 601-602, 84 Stat. 175 (codified at 20 U.S.C. §§ 1401-1461 (1970)), *amending* Elementary and Secondary Education Act of 1965, Title VI, 80 Stat. 1204 (1966).
- 28 See Donald W. Keim, *Legislative Notes: The Education of All Handicapped Children Act Of 1975*, 10 U. MICH. J.L. REFORM 110, 120 (1976).
- 29 Pub. L. No. 93-380, Title VI, §§ 611-621, 88 Stat. 579; 20 U.S.C. §§ 1401-1461 (Supp. IV 1974), *amending* 20 U.S.C. § 1401-1461 (1970). この法改正については、1972年の PARC 判決、Mills 判決や、その後の州、連邦による立法の影響があるとされる。Keim, *supra* note 28 at 119.
- 30 20 U.S.C. § 1413 (12) (A) (Supp. IV 1974).
- 31 See, Keim, *supra* note 28 at 120.
- 32 20 U.S.C. § 1401 (c) (EAHCA 1975). 条文の日本語訳は、土屋恵司 「障害者教育法 (1, 2完)」(立法紹介/アメリカ) 外法4号, 5号(1984) 参照。なお、筆者により条文の表記の方法を適宜変更してある。障害者教育法は制定以来何度か改正が行われ、なかでも1997年改正は大きなものであったとされる。See, Melisa C. George, *A New IDEA: The Individuals with Disabilities Education Act after the 1997 Amendments*, 23 LAW & PSYCHOL. REV. 91, 102 (1999). これらの法改正のなかで、法の目的についての文言の追加もなされている。「障害のある子どもが、その特有なニーズを満たし、更なる教育や、雇用、独立した生活に備えるために構想された特別な教育及び関連サービスを強調した無償かつ適切な公教育を受けることができるような状態にしておくことを保障すること (傍線・斜体などは筆者による)」とした。このうち、「雇用、独立した生活に備えるために」の部分が1997年改正で追加された。さらに2004年改正において「更なる教育」の文言が追加されている。20 U.S.C. 1414 (d) (1) (B).
- 33 20 U.S.C. § 1401 (3) (A).
- 34 Schaffer v. Weast, 546, U. S. 49, 51 (2005).
- 35 連邦教育統計局のサイトより。
<https://nces.ed.gov/programs/coe/indicator/cgg/students-with-disabilities> (2024年1月28日閲覧)。
- 36 Congressional Research Service :The Individuals with Disabilities Education Act (IDEA) Funding: A Primer (Updated August 29, 2019).
<https://crsreports.congress.gov/product/pdf/R/R44624> (2024年1月28日閲覧)。
- 37 20 U.S.C. § 1412.
- 38 20 U.S.C. § 1412
(a) その会計年度において本節における援助を求める資格のある州は、長官に対して、州が以下に示す条件に合致する政策や手続を有効にしていることについて保障する文章を提出し、その計画に従う。
- 39 20 U.S.C. § 1401 (18)
「無償かつ適切な公教育」とは、「特別な教育」及び「関連サービス」であって、
(A) 公費により、公の監督・指導の下で、かつ無料で提供されてきており、
(B) 州の教育機関の基準に合致し、
(C) 州における関連する適切な就学前、初等又は中等の学校教育を含み、かつ、
(D) 20 U.S.C. § 1414 (d) に基づき要求される IEP に従って提供されるもの。
- 40 20 U.S.C. § 1412 (a) (5)
(A) 適切な最大限度まで、障害のある子どもが公立又は私立の施設その他の福祉施設の児童を含めて、障害のない児童と一緒に、教育を受けること並びに特殊学級、分離した学校教育その他の通常の教育環境からの障害のある子どもの隔離措置は、その障害の性質又は程度が、補助となる道具やサービスを利用しても通常での学級での教育を十分に達成できないほどであるときに初めて、とられるものであること、を保証する手続。
- 41 20 U.S.C. § 1412 (a) (4).
20 U.S.C. § 1414 (d) (1) (A)
(i) 「個別教育プログラム」とは、本章に従って障害のある子どもひとりひとりのために作成され、見直された文章をいい、以下を含む。

- (Ⅰ) 当該児童の教育上の成績の現在の水準、機能的能力に関する記述。
- (Ⅱ) 学術的、機能的な目標を含む、測定できる一年ごとに改定される目標。
- (Ⅲ) 会合に向けてⅡによって説明される年間の目標に対して、どの程度子どもが進歩したのかに関して測定がなされ、子どもの進歩に関する定期的なレポートが会合に向けて作成される際は（四半期又はその他の定期的なレポート、レポートカードの発行を同時に使用して）、年間の目標が作成される。
- (Ⅳ) 子どもに又は子どもの代理に対して提供される、実用的な範囲での peer-reviewed research に基づいた、特別教育と関連サービス、追加的補助サービス、子どもに対して提供されるプログラムの変更や学校スタッフ補助に関する記述。
- (Ⅴ) 子どもが障害のない子どもと共に普通学級や活動に参加しない場合についての説明。
- (Ⅶ) サービス開始、変更の日程、計画された頻度、場所、サービスや変更の期間。
- 障害者教育法における手続的制度について、今川奈緒「障害者教育法における手続的保護の重要性」*佛教大学社会福祉学部論集*第7号19頁（2011）。
- 42 20 U.S.C. § 1412 (a) (6) (A)
障害のある子どもとその親、本法1415条に基く手続的保障が与えられる。
- 43 20 U.S.C. § 1401 (9).
- 44 458 U.S. 176 (1982). Rowley 判決に関して、拙稿「アメリカ障害者教育法における『無償かつ適切な公教育』に関する一考察—Board of Education v. Rowley 判決を手がかりに—」*同志社法学*318号97頁（2007）参照。
- 45 See, Philip William Clements, *Education-Board of Education v. Rowley: The Supreme Court Takes a Conservative Approach to The Education of Handicapped Children*. 61 N.C.L. REV. 881 (1983), Laura Gangemi, *After Rowley: The Handicapped Child's Right to an Appropriate Education*, 38 U. MIAMI L. REV. 321, 356 (1984), John E.B. Myers and William R. Jenson, *The Meaning of "Appropriate" Educational Programming Under the Education for All Handicapped Children Act*, 1984 S. ILL. U.L.J. 401, 440 (1984), Bonnie Poitras Tucker, *Board of Education of Hendrick Hudson Central School District v. Rowley*: Utter Choas, 12 J.L. & EDU. 235, 241 (1983).
- 46 Rowley 判決から Andrew.F 判決までの間の議論については拙稿「障害のある子どもの教育を受ける権利：アメリカ障害者教育法における『無償かつ適切な公教育』について現在の解釈に関する一考察」*同志社アメリカ研究*47号51頁（2011）参照。
- 47 Cedar Rapids Community School District v. Garret F., 526 U.S. 66 (1999). Garret F. 判決について、拙稿「アメリカ障害者教育法における『関連サービス』についての一考察」*同志社法学*326号（2008）109頁。
- 48 Andrew F. v. Douglas Cnty. Sch. Dist. RE-1, 137 S. Ct. 988 (2017). 日本語文献として今川奈緒「インクルージョンと適切な教育—児童・生徒の状況に応じた適切な教育の保障」*障害法*2号（2018）33頁、拙稿「アメリカにおける障害のある子どもの教育—障害者教育法と無償かつ適切な公教育（Free Appropriate Public Education）」*障害法*3号（2019）5頁参照。
- 49 137 S. Ct. 988, 1000–1001.
- 50 See, Laura McKenna, *How a New Supreme Court Ruling Could Affect Special Education*, Atlantic (2017). <https://www.theatlantic.com/education/archive/2017/03/how-a-new-supreme-court-ruling-could-affect-special-education/520662/>（2024年1月28日閲覧）。
- 51 今川前掲注41、20頁。
- 52 20 U.S.C. § 1415 (b) (3).
- 53 20 U.S.C. § 1415 (f) (1) (A).
- 54 20 U.S.C. § 1415 (b) (1).
- 55 20 U.S.C. § 1415 (g)-(j).
- 56 557 U.S. 230、日本語文献として拙稿「アメリカ障害者教育法における『関連サービス』についての一考察」*同志社法学*326号（2008）801頁。
- 57 Sch. Comm. of Burlington v. Dep't of Educ., 471 U.S. 359, 370 (1985).
- 58 School Comm. of Burlington v. Department of Ed. of Mass., 471 U.S. 359 (1985).
- 59 Burlington and Florence County School Dist. Four v. Carter, 510 U.S. 7 (1993).
- 60 137 S. Ct. 743 (2017). 日本語文献として青木亮祐「アメリカにおける障害者教育法と障害者差別禁止法の関連性」*明治大学大学院法学研究論集*52号（2020）163頁、拙稿「アメリカにおける障害のある子どもの教育を

受ける権利とその裁判における救済について」別府大学紀要62号 (2021) 31頁。

61 2014. U.S. Dist. LEXIS 2857, 788 F. 3d 622.

62 See, Amy J. Goetz and Andrea L. Jepsen, *Law and Schools: A Fresh Look at the Role of Courts in Addressing Problems in Education: POST-FRY IDEA AND SECTION 504: NEW INTERSECTIONS AND DETOURS*, 44 MITCHELL HAMLINE L. REV. 614, 627 (2018).

63 学校教育法施行令5条。

64 学校教育法施行規則134条の2。

65 日本の第1回政府報告に関する総括所見 (仮訳)

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/100448721.pdf> (2024年1月28日閲覧)。

66 総括所見の教育の部分について、今川奈緒「教育」長瀬修・川島聡・石川准編『障害者権利条約の初回対日審査—総括所見の分析』(法律文化社 2024) 177頁。

67 さしあたり、身体障害があり人工呼吸器が必要な子どもの、小学校特別支援学級入学について争われた2020年の地裁判決(横浜地判令和2年3月18日、判時2483号3頁、判例地方自治472号52頁)について扱った、拙稿「障害のある子どものインクルーシブ教育を受ける権利について日本の現状と課題」別府大学紀要63号(2022) 43頁、医療的ケアを必要とする子どもが、小中学校に通う際に、喀痰吸引などの医療的ケア等の合理的配慮を求めた判例(名古屋地判令和2年8月19日判時2478号24頁、名古屋高判令和3年9月3日 LEX/DB 25591012)について扱った、拙稿「日本における障害のある子どもに対する教育の現状と法制度」同志社法学438号(2023) 431頁。

68 憲法26条2項とインクルーシブ教育、親の学校選択権について、中川明『寛容と人権』(岩波書店 2013) 237-238頁、憲法13条についての議論として、竹中勲『憲法上の自己決定権』(成文堂 2010) 221-223頁、憲法14条、26条1項に示される平等権に基づくアプローチとして、高井裕之「ハンディキャップによる差別からの自由」『岩波講座現代の法14自己決定権と法』(岩波書店 1998) 203頁以下。

69 別府大学誕生物語

<https://www.bepu-u.ac.jp/general/story/> (2024年1月28日閲覧)。